

令和 7 年公認会計士試験受験案内

〈第 I 回短答式試験用〉

※出願はインターネットのみです。(書面出願はございません。)

出 願 期 間 令和 6 年 8 月 23 日 (金) 10 : 30 頃～9 月 12 日 (木) 23 : 59

試 験 日 程

区 分	試 験 期 日	着席時刻	試 験 時 間	試 験 科 目
第 I 回 短答式	令和 6 年 12 月 8 日 (日)	9 : 10	9 : 30～10 : 30 (60 分)	企 業 法
		11 : 10	11 : 30～12 : 30 (60 分)	管理会計論
		13 : 40	14 : 00～15 : 00 (60 分)	監 査 論
		15 : 40	16 : 00～18 : 00 (120 分)	財務会計論
論文式	令和 7 年 8 月 22 日 (金)	10 : 10	10 : 30～12 : 30 (120 分)	監 査 論
		14 : 10	14 : 30～16 : 30 (120 分)	租 税 法
	令和 7 年 8 月 23 日 (土)	10 : 10	10 : 30～12 : 30 (120 分)	会 計 学
		14 : 10	14 : 30～17 : 30 (180 分)	会 計 学
	令和 7 年 8 月 24 日 (日)	10 : 10	10 : 30～12 : 30 (120 分)	企 業 法
		14 : 10	14 : 30～16 : 30 (120 分)	選 択 科 目

※ 天災その他のやむを得ない事情により、試験日時等を変更する場合には、官報に公告するとともに、公認会計士・監査審査会ウェブサイトで公表いたします。詳しくは次ページをご覧ください。

試 験 地

東京都、大阪府、北海道、宮城県、愛知県、石川県、広島県、香川県、熊本県、福岡県、沖縄県又はこれらに隣接する府県

※ 試験場は各試験期日の約 1 か月前に官報に公告するとともに、公認会計士・監査審査会ウェブサイトで公表いたします。ご自身の試験場を必ずご確認ください。

合 格 発 表

第 I 回短答式試験 令和 7 年 1 月 17 日 (金) 予定
論文式試験 令和 7 年 11 月 21 日 (金) 予定

目 次	
I. 公認会計士試験について	II. 公認会計士試験の実施について
1 概要 1	1 受験上の注意事項 12
2 出願に関する留意事項 3	2 合格発表 17
3 障がい等のある方への受験上の配慮 4	
4 試験科目等の免除に関する留意事項 5	
5 インターネット出願 7	
6 各種証明書の発行手続 10	

公認会計士・監査審査会

- **公認会計士試験に関する最新情報（緊急時のお知らせ・スケジュール等）について**
令和7年公認会計士試験に関して、緊急の情報・連絡事項がある場合には、公認会計士・監査審査会ウェブサイトの以下のページに掲載いたしますので、出願された方は必ずご確認ください。原則として、公認会計士・監査審査会から出願された方に対して個別に連絡することはありませんので、ご注意ください。

公認会計士・監査審査会ウェブサイト 試験実施情報

<https://www.fsa.go.jp/cpaaob/kouninkaikeshi-shiken/information.html>



このページの掲載内容を更新した場合には、X（旧 Twitter）及び RSS により、新着情報を配信しています。新着情報の受信方法については上記ページをご覧ください。

- ・ **公認会計士試験 Q&A について**
トップページ > 公認会計士試験 > 公認会計士試験 Q & A
<https://www.fsa.go.jp/cpaaob/kouninkaikeshi-shiken/qanda/index.html>
- ・ **令和7年公認会計士試験について**
トップページ > 公認会計士試験 > 令和7年試験について
<https://www.fsa.go.jp/cpaaob/kouninkaikeshi-shiken/2025shiken.html>
- ・ **インターネット出願サイトの操作方法、受験手数料の電子納付等について**
出願事項の入力や受験手数料納付等、出願サイトに関するご質問については、公認会計士・監査審査会事務局で受け付けていますので、ご不明な点については、以下にお問い合わせください。

- **公認会計士試験に関する一般的なご質問について**

ご不明な点については、以下にお問い合わせください。公認会計士試験に関するご質問を受け付けております。ただし、試験問題、解答及び得点に関する照会には応じられません。

公認会計士の資格取得に関しましては、以下の「試験合格後の公認会計士の資格取得に関する Q&A について」をご確認ください。

公認会計士・監査審査会事務局 総務試験課 試験担当係

お問合せ窓口（メールアドレス：cpaexam@fsa.go.jp）

※窓口の受付は随時行っておりますが、ご返信は平日 9 時 30 分～18 時 15 分に対応させていただきます。

※試験ナビダイヤル（電話）につきましては、下記の期間のみ対応いたします。

開設日時：試験期日（短答式試験及び論文式試験の試験日）前の 10 営業日

受付時間：土日祝日を除く 9 時 30 分～18 時 15 分

電話番号：03-5251-7295

- **試験合格後の公認会計士の資格取得に関する Q&A**

金融庁ウェブサイトをご確認ください。

<https://www.fsa.go.jp/ordinary/kouninkaikeshi/>

I. 公認会計士試験について

1 概要

(1) 目的等

公認会計士試験は、公認会計士になろうとする方が必要な学識及びその応用能力を有しているかを判定することを目的として、短答式及び論文式による筆記の方法により行います。短答式試験（マークシート式）は年2回、論文式試験は年1回実施します。

※ なお、論文式試験は、同年の短答式試験に合格した方や短答式試験の全部免除を受けている方が受験することができます。短答式試験の全部免除を受けている方には、令和5年又は令和6年試験の短答式試験合格者及び「公認会計士試験免除通知書」で短答式試験の全部免除を通知された方が含まれます。

(2) 受験資格等

受験資格の制限はありません。

ただし、以下①～③に該当し免除の適用を受ける方は、第Ⅰ回短答式試験には出願できませんので、第Ⅱ回短答式試験に出願してください。

- ① 令和5年又は令和6年公認会計士試験の短答式試験合格者
- ② 短答式試験の全部免除者
- ③ 旧公認会計士試験第2次試験合格者等の短答式試験みなし合格者

(3) 受験手数料

受験手数料は19,500円です。納付された受験手数料は、受験しなかった場合においても還付いたします。

(4) 試験科目等

区分	試験科目	試験時間	問題数	配点
短答式試験	財務会計論	120分	40問以内	200点
	管理会計論	60分	20問以内	100点
	監査論	60分	20問以内	100点
	企業法	60分	20問以内	100点
論文式試験	会計学	300分	大問5問	300点
	監査論	120分	大問2問	100点
	企業法	120分	大問2問	100点
	租税法	120分	大問2問	100点
	選択科目（※）	120分	大問2問	100点

※ 選択科目：経営学、経済学、民法及び統計学の中から1科目を選択

各試験科目の出題範囲及び法令等の適用日については、P.11又は公認会計士・監査審査会（以下「審査会」という。）ウェブサイトを確認してください。

論文式試験の会計学（午後）、監査論、企業法、租税法及び民法の科目では、試験用法令基準等を配付して試験を行います。試験用法令基準等に掲載される法令等の一覧については、審査会ウェブサイトを確認してください。

(5) 合格基準

① 短答式試験

総点数の 70%を目安として、審査会が相当と認めた得点比率とします。ただし、1 科目につき、その満点の 40%を満たさず、かつ原則として答案提出者の下位から遡って 33%の人数に当たる者と同じの得点比率に満たない方は、不合格となることがあります。

② 論文式試験

52%の得点比率を目安として、審査会が相当と認めた得点比率とします。ただし、1 科目につき、その得点比率が 40%に満たないもののある方は、不合格となることがあります。

※ 短答式試験又は論文式試験において免除の適用を受けた試験科目がある場合は、当該免除科目を除いた他の科目の合計得点の比率によって合否が判定されます。

(6) 論文式試験の一部科目免除資格取得基準

論文式試験における試験科目のうちの一部の科目について、同一の回の公認会計士試験における論文式試験合格者の平均得点比率を基準として、審査会が相当と認めた得点比率以上を得た方を一部科目免除資格取得者とします。

当該科目については、合格発表の日から起算して 2 年を経過する日までに行われる論文式試験において、免除の適用を受けることができます。

(7) 令和 7 年試験の主なスケジュール

試験実施日等についての詳細は審査会ウェブサイトを確認してください。

区 分	第 I 回短答式試験	第 II 回短答式試験
出願期間	令和 6 年 8 月 23 日 (金) ～9 月 12 日 (木)	令和 7 年 2 月 3 日 (月) ～2 月 25 日 (火)
短答式試験実施日	令和 6 年 12 月 8 日 (日)	令和 7 年 5 月 25 日 (日)
短答式試験合格発表	令和 7 年 1 月 17 日 (金) (予定)	令和 7 年 6 月 20 日 (金) (予定)
論文式試験実施日	令和 7 年 8 月 22 日 (金) ～8 月 24 日 (日)	
論文式試験合格発表	令和 7 年 11 月 21 日 (金) (予定)	

2 出願に関する留意事項

(1) 出願事項の変更

- ① 以下ア～ウについては、出願後の変更は認めません。

ア 試験地（受験局）

イ 論文式試験における選択科目

ウ 免除の適用を受ける科目（P.6(5)による補正手続きを除く）

- ② 氏名、住所又は連絡先の変更（住所等変更届出書の提出）

出願後に氏名、住所又は連絡先の変更が生じた場合は、審査会宛てに速やかに住所等変更届出書を提出してください（提出方法及び様式は、審査会ウェブサイトをご覧ください。また、送付の際はP.21の宛名ラベルを活用してください。）。

【住所等変更届出書の添付書類】

必須（共通）

運転免許証等の本人を確認できる書類（以下「本人確認書類」という。）をA4用紙にコピーしたもの

※ 本人確認書類をコピーする際、個人番号、国民健康保険の保険者番号及び被保険者等記号・番号が載らないようにしてください。

住所に変更があった場合

新住所が確認できるもの（本人確認書類で確認できる場合は不要）

※ **必ず郵便局に転居届を提出してください。**転居届が出されていない場合、合格通知書等の書類が届かないことがあります。

氏名に変更があった場合

運転免許証又は運転経歴証明書のコピー（備考欄に変更についての記載があるもの）、マイナンバーカード表面のコピー（追記欄に変更についての記載があるもの。裏面のコピーは添付しないでください。）、戸籍抄本（コピー可）等のいずれか。

(2) 出願後の留意事項

- ① 出願の取下げは認めません。

- ② 試験場は各試験期日の約1か月前に官報で公告するとともに、**審査会ウェブサイト**で公表します。

試験場を間違えるといかなる理由があろうと受験できませんので、必ず試験前に確認してください。

特に、同一試験地に複数の試験場がある場合は、十分に注意してください。

- ③ 受験票の保管

短答式試験合格後、同年の論文式試験では、短答式試験と同一の受験票を使用しますので、大切に保管してください。

受験票を紛失した場合は、出願した試験地を管轄する財務局理財課等（P.21 参照）に速やかに申し出てください。

- ④ 本人確認書類

出願後、必要と認められる場合は、本人確認書類の提出を求めることがあります。本人確認書類が提出されない場合又は提出された書類で本人確認ができない場合は、受験票のダウンロードができません。

3 障がい等のある方への受験上の配慮（受験特別措置）

身体障がいや妊娠等により受験時に特別な措置を希望する場合は、審査の上、受験特別措置を決定します。受験特別措置の決定に当たっては、個々の症状・状態や試験運営等から総合的に判断します。

受験特別措置を希望する場合は、出願前に審査会総務試験課試験担当係の受験特別措置受付（メールアドレス tokubetsusochi@fsa.go.jp）までお問い合わせの上、以下の提出期限までに必要書類を提出してください。必要書類等については、お問い合わせの際にご案内します。提出期限経過後の申請については、原則として受け付けませんが、不慮の事故等（交通事故、負傷、発病等）を理由とする場合のみ受け付けます。

なお、受験特別措置の申請は、短答式試験、論文式試験の都度、必要になります。

【申請書提出期限】

短答式試験…出願期間最終日（令和6年9月12日（木））

論文式試験…第Ⅱ回短答式試験合格発表日から7日後（令和7年6月27日（金）（予定））



受験特別措置のお問い合わせ先
審査会総務試験課試験担当係
（受験特別措置受付）
tokubetsusochi@fsa.go.jp

4 試験科目等の免除に関する留意事項

試験科目等の免除の適用を受ける場合、免除の種類により出願時期が異なりますので、ご注意ください。

なお、下記に掲げる「公認会計士試験免除通知書」等の書面がないと、試験科目等の免除の適用を受けることができません。

- ・公認会計士試験論文式試験一部科目免除資格通知書
- ・公認会計士試験免除通知書
- ・公認会計士試験短答式試験合格通知書
- ・旧公認会計士試験第2次試験合格証書

このうち、「公認会計士試験免除通知書」は平成18年以降に交付されたものであれば、合格するまで有効となります（紛失された場合はP.10参照）。

なお、「公認会計士試験免除通知書」の取得方法につきましては別冊「免除申請について〈令和7年公認会計士試験第I回短答式試験用〉」をご覧ください。

(1) 免除の種類毎の出願時期一覧

免除の種類	第I回短答式	第II回短答式
短答式試験合格者 (令和5年又は令和6年試験のみ)	×	○
論文式試験一部科目免除資格取得者 (令和5年又は令和6年試験のみ)	○	○
「公認会計士試験免除通知書」を交付された方		
うち、 短答式試験の全部免除者	×	○
うち、 短答式試験及び論文式試験の科目免除者	○	○
旧公認会計士試験第2次試験合格者	×	○

※ “×”は出願できません。

※ 免除の適用を受ける方法について

- ・出願時に、「公認会計士試験免除通知書」等の右上に記載された通知書番号を入力。なお、会計専門職大学院修了見込者は出願時に該当箇所を選択すること。

(2) 論文式試験一部科目免除資格取得者（令和5年又は令和6年試験のみ）

「公認会計士試験論文式試験一部科目免除資格通知書」を交付された方は、免除申請は不要です。試験科目の免除の適用を受けようとする場合は、出願時の手続に従ってください。

全科目免除者の取扱い

論文式試験の一部科目免除資格等を得た方が、後から残りの科目の免除資格を得て、受験する科目がなくなった場合は、試験科目の全部について免除の適用を受けることが可能となります。この場合に免除の適用を受けるためには、出願時に該当箇所を選択し、論文式試験一部科目免除資格通知書（2年間の有効期間あり）等のコピーを簡易書留又は特定記録郵便で審査会に提出する必要があります。（令和6年9月12日（木）消印有効）また、論文式試験一部科目免除資格通知書に記載の氏名から変更があった場合は、P.3の【住所等変更届書の添付書類】の氏名に変更があった場合をご覧ください。

出願後、審査会において、試験科目の全部について免除されることが提出書類により確認された場合には、出願者に対して「全科目免除証明書」を交付します。

なお、公認会計士登録の際には、日本公認会計士協会に対し、この「全科目免除証明書」を提出することになります。

(3) 平成 17 年以前に交付された免除通知書

旧公認会計士試験制度の下で平成 17 年以前に交付された免除通知書を持っている場合は、出願に間に合うように、再度、免除申請書を提出し、「公認会計士試験免除通知書」を取得してください。

(4) 令和 4 年 9 月 30 日以前に司法試験合格を免除要件として交付された免除通知書

公認会計士法の改正（令和 4 年 10 月 1 日施行）により、免除資格要件の「司法試験に合格した方」は、「司法修習生となる資格（高等試験司法科試験の合格を除く。）を得た方」となりました。

なお、令和 4 年 9 月 30 日以前に司法試験合格を免除要件として交付された免除通知書については、合格するまで有効となります。

(5) 第 I 回短答式試験合格者の論文式試験一部科目免除について

令和 7 年第 I 回短答式試験出願後に、令和 6 年論文式試験において「公認会計士試験論文式試験一部科目免除資格通知書」を交付された方や、論文式試験の科目について「公認会計士試験免除通知書」を交付された方は、下記①の書類を提出することにより、論文式試験において当該科目の免除の適用を受けることができます。

当該科目の免除の適用を受けたい場合は、第 I 回短答式試験合格発表後、下記①の書類を②、③に従い、審査会宛てに簡易書留で郵送してください。

① 提出書類

ア 公認会計士試験出願事項補正願（様式は審査会ウェブサイトからダウンロードしてください）

イ 令和 7 年公認会計士試験受験票（第 I 回短答式試験用）（原本）

ウ 論文式試験一部科目免除資格通知書（コピー）又は公認会計士試験免除通知書（コピー）

エ 返信用封筒（長形 3 号、12cm × 23cm 程度の大きさ）

※ 簡易書留又は特定記録郵便とし、必要金額分の郵便切手（簡易書留 460 円、特定記録 320 円）を貼り、「簡易書留」又は「特定記録」と明記すること（超過分は返金できません）

※ 宛先（受験票送付先）の郵便番号、住所及び氏名を明記すること

② 提出先（P.21 の宛名ラベルを活用してください。）

審査会

③ 提出期限

令和 7 年 2 月 25 日（火）（消印有効）

(6) 旧公認会計士試験第 2 次試験合格者

旧公認会計士試験第 2 次試験に合格した方は、短答式試験はみなし合格となり、論文式試験については、旧公認会計士試験第 2 次試験論文式試験の受験した科目について免除となりますので、免除申請は不要です。

みなし合格及び免除の適用を受けようとする場合は、令和 7 年第 II 回短答式試験出願時に該当箇所を選択し、旧公認会計士試験第 2 次試験の合格証書のコピーを令和 7 年第 II 回短答式試験用の受験案内に記載の期限までに審査会に郵送にて提出する必要がありますので、ご注意ください。また、旧公認会計士試験第 2 次試験合格以降氏名に変更があった場合は、P.3 の【住所等変更届書の添付書類】の氏名に変更があった場合をご覧ください。

なお、旧公認会計士試験第 2 次試験の論文式試験において免除を受けた科目がある場合は、当該科目について、再度免除申請書を提出し、「公認会計士試験免除通知書」を取得してください。

5 インターネット出願

(1) 出願サイト

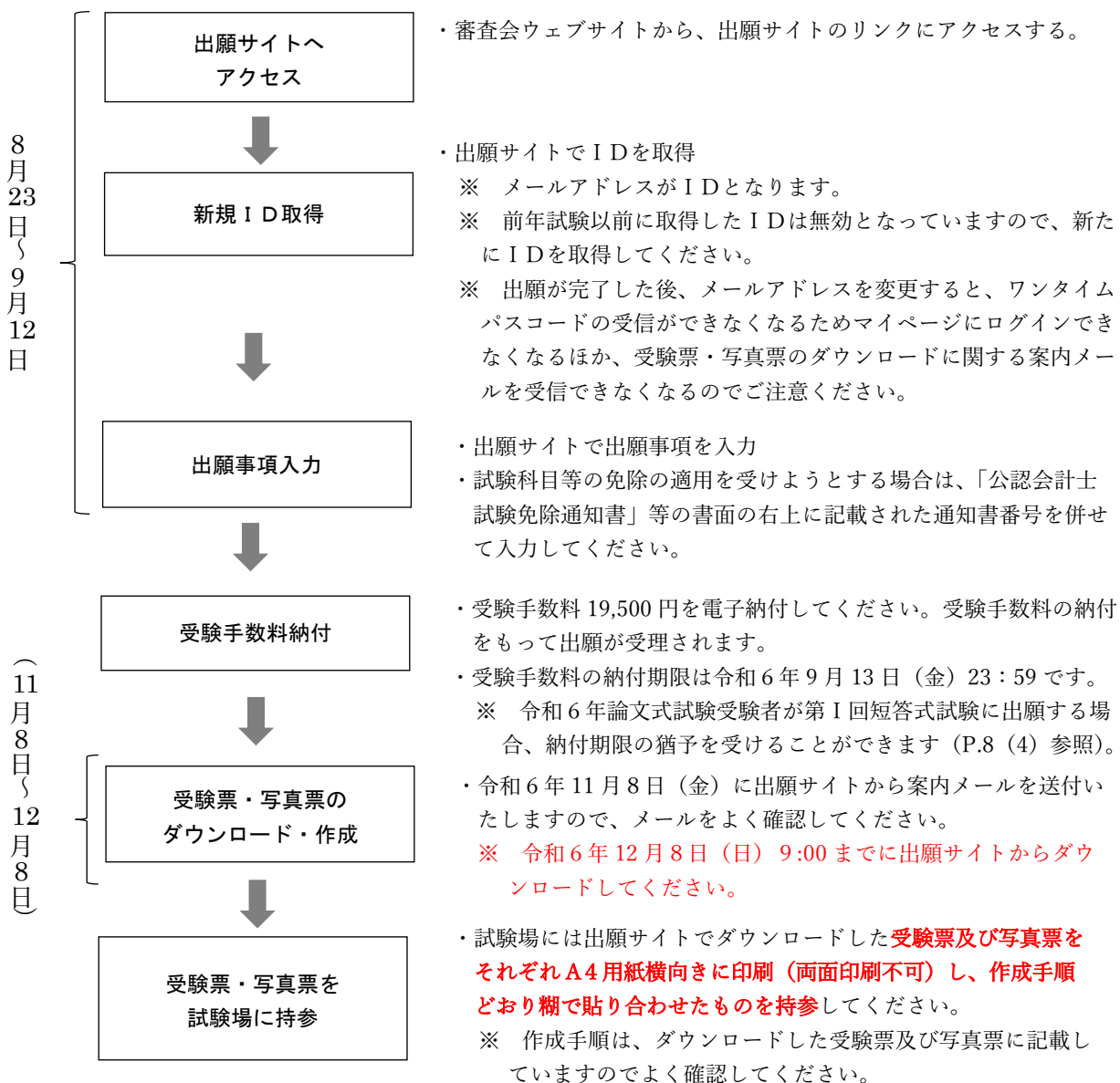
公認会計士試験の出願は、インターネット出願サイト（以下「出願サイト」という。）において受け付けています（詳しいスケジュールは、審査会ウェブサイトの「試験実施情報」ページをご覧ください）。

受付期間：令和6年8月23日（金）10：30頃～9月12日（木）23：59（期限厳守）

以下①及び②に該当する方については、出願と別途、審査会に書類（①の方は別冊「免除申請について〈令和7年公認会計士試験第Ⅰ回短答式試験用〉」P.5（8）、②の方はP.5（2）のとおり）の提出が必要ですので、ご注意ください。（令和6年9月12日（木）消印有効）

- ① 会計専門職大学院修了見込者（令和6年9月をもって修士（専門職）の学位の取得が見込まれる方）として、免除の適用を受けようとする方
- ② 論文式試験の全科目免除適用を受けようとする方

(2) 出願の流れ



(3) 出願事項の入力

- ① 出願サイトの必要事項の入力の際に使用できる漢字は、J I S 漢字コード第一水準及び第二水準のものとします。氏名等にこれらの水準以外の漢字が含まれている場合は、置換え可能な文字で入力してください。

受験票や合格証書等の氏名等は出願サイトに入力された文字のとおりに記載されます。

- ② 試験科目等の免除の適用を受けようとする場合は、「公認会計士試験免除通知書」等の書面の右上に記載された通知書番号を出願サイトに入力してください。
- ③ 氏名・フリガナの入力誤りにご注意ください。入力誤りを修正したい場合は、速やかに「住所等変更届出書」の提出をお願いします。「住所等変更届出書」を提出されない場合、合格通知書や合格証書にも誤った氏名が記載されますのでご注意ください。

なお、「住所等変更届出書」を提出しても、出願サイトでダウンロードできる受験票・写真票の氏名は修正されません。ダウンロードした受験票・写真票の誤っている氏名に二重線を引き、余白に正しい氏名を記載した上で、試験当日持参してください。併せて、短答式試験で答案用紙に氏名を記載する際は、正しい氏名を記載してください。なお、P.3の **2 出願に関する留意事項** (1) 出願事項の変更①ア～ウは変更できませんのでご注意ください。

(4) 電子納付

受験手数料 19,500 円の納付は電子納付（ペイジー（Pay-easy）による納付）に限ります。出願事項の入力後、納付番号等が発行されますので、当該納付番号等を用いて **令和6年9月13日（金）23時59分（期限厳守）** までに電子納付してください。

期限までに電子納付が行われなかった場合、出願は不受理となります。電子納付では領収書は発行されません。ATMでの納付後に出力される明細票は、受験票をダウンロードするまで保管してください。

なお、納付された受験手数料は、受験しなかった場合においても還付いたしません。

※ ペイジーによる納付は、銀行・郵便局等の金融機関のATM又はインターネットバンキングから行うことができます。ペイジーが使える金融機関やその他ペイジーについての詳細は、日本マルチペイメントネットワーク推進協議会のウェブサイト（<https://www.pay-easy.jp>）をご覧ください。

令和6年論文式試験受験者について（納付の猶予制度）

令和6年論文式試験受験者が令和7年第I回短答式試験に出願する場合、出願時にその旨を申請することにより、合格発表までの間、受験手数料の納付を猶予します（出願サイトで出願情報の入力を完了した段階においては、納付番号は発行されません）。

論文式試験が不合格であった場合には、①納付番号を取得（令和6年11月15日（金）10時30分（予定）から令和6年11月21日（木）15時00分まで）し、②電子納付（令和6年11月21日（木）23時59分まで）を行った後、出願サイトから受験票等をダウンロード（令和6年12月8日（日）9時00分まで）してください。

(5) 受験票・写真票

- ① 受験票・写真票のダウンロード

令和6年11月8日（金）に出願サイトから案内メールを送付いたします。案内メールに従い、受験票及び写真票をダウンロードしてください。**ダウンロード期限（令和6年12月8日（日）9：00）を過ぎるとダウンロードができなくなります。**

- ② 受験票の印刷・作成**（写真票との両面印刷不可）**

ダウンロードした**受験票をA4用紙に印刷し、作成手順どおり糊で貼り合わせてください。**

短答式試験合格後、同年の論文式試験では、短答式試験と同一の受験票を使用しますので、大切に保管してください。

③ 写真票の印刷・作成(受験票との両面印刷不可)

ダウンロードした写真票を A4 用紙に印刷し、作成手順どおり糊で貼り合わせてください。

写真票には下記の規格に合った写真 1 枚を貼付してください。

写真のサイズ・規格

サイズ：縦 4.5cm×横 3.5cm (パスポート(旅券)申請用の写真と同一サイズ)

規 格：パスポート(旅券)申請用の写真と同一規格

ア 脱帽・正面向・顔の配置が所定の寸法を満たすもの(縁なし)

イ 出願から 6 か月以内に撮影されたもの

ウ 輪郭が露出しているもの

エ 目の周辺が所定の条件を満たすもの など

詳しくは外務省ウェブサイトのパスポート申請用写真の規格に関するページをご確認ください。

写真の裏面には氏名を記入の上、剥がれないように裏面全体を糊付けしてください。

規格に合わないものや、不鮮明なもの、コピー用紙に印刷したもの等、受験用写真として不適当なものは認めません。

なお、短答式試験受験者は短答式試験受験時に写真票を試験官が回収しますので、同年の論文式試験受験時は持参不要です。

(6) 照会先

出願サイトに関するご質問については、審査会で受け付けています。詳しくは表紙の裏面をご覧ください。

注意(出願サイトの登録 ID 等)

※ 出願サイトで登録した ID、パスワード、メールアドレスは大切に管理してください。

特に、メールアドレスを変更すると、出願サイトからのお知らせメールが届かなくなりますので、メールアドレス変更の際は出願サイトの注意事項をよく読んで手続を行ってください。

ID登録時に使用した氏名及び生年月日は、パスワードを忘れた場合にパスワードを再発行するための認証情報となりますので、誤りのないように登録してください。

6 各種証明書の発行手続

(1) 証明書の発行

下表左側の書面を紛失した場合、これらの再発行は行っており、証明書を発行しております。証明書の発行を希望する方は、審査会に各種証明書発行申請書を提出してください。

紛失した書面	証明書発行申請書の種類
短答式試験合格通知書	証明書発行申請書
論文式試験一部科目免除資格通知書	
旧公認会計士試験第2次試験合格証書	
公認会計士試験免除通知書	免除証明書発行申請書

(2) 提出書類

① 証明書発行申請書又は免除証明書発行申請書

- ・ 申請書様式を審査会ウェブサイトからダウンロードし、必要事項を記入
- ・ 電話番号欄には、日中確実に連絡がとれる電話番号を記入

② 本人確認書類（運転免許証等）をA4用紙にコピーしたもの

- ・ 申請書に記載した住所、氏名及び生年月日を確認できる書類を添付

③ 返信用封筒（長形3号、12 cm×23 cm程度の大きさ）

- ・ 簡易書留又は特定記録郵便とし、必要金額分の郵便切手（簡易書留 434 円、特定記録 244 円）を貼り、「簡易書留」又は「特定記録」と明記すること
 ※ 切手代が不足する場合、証明書を送付いたしかねますので、ご注意ください。
 ※ 超過分の切手代は返金しません。
- ・ 返信先の郵便番号、住所及び氏名を明記すること（原則として、返信先は証明書発行申請書に記載した住所に限る）

④ 戸籍抄本（コピー可）※ 該当する方のみ

証明書発行申請書に記入した氏名と免除を受けた（又は合格した）時に交付された通知書（又は合格証書等）に記載された氏名が異なる場合、提出してください。

(3) 提出方法

提出期限：令和6年8月29日（木）（消印有効）

各種証明書発行申請書は、通年受け付けていますが、令和7年第I回短答式試験に出願する場合には、上記の期限までに申請の手続を行ってください。

なお、令和6年10月1日から、郵便料金が値上げされます。9月以降に申請される方で簡易書留での受取を希望される場合は 460 円分の切手を、特定記録での受取を希望される場合は 320 円分の切手をご用意ください。

提出先：審査会（P.21 の宛名ラベルを活用してください。）

提出方法：郵送のみで受付けます。（簡易書留又は特定記録郵便に限ります。）

参考 出題範囲及び法令等の適用日

(1) 試験科目の分野及び範囲

各試験科目の分野及び範囲は、以下のとおりです。

なお、「令和7年公認会計士試験の出題範囲の要旨について」を審査会ウェブサイトに掲載しています。

＜短答式試験及び論文式試験共通の試験科目＞

① 会計学

・財務会計論

簿記、財務諸表論、その他企業等の外部の利害関係者の経済的意思決定に役立つ情報を提供することを目的とする会計の理論

・管理会計論

原価計算、その他企業等の内部の経営者の意思決定及び業績管理に役立つ情報を提供することを目的とする会計の理論

② 監査論

金融商品取引法及び会社法に基づく監査制度及び監査諸基準その他の監査理論

③ 企業法

会社法、商法(海商並びに手形及び小切手に関する部分を除く。)、金融商品取引法(企業内容等の開示に関する部分に限る。)、その他監査を受けるべきこととされる組合その他の組織に関する法

＜論文式試験のみの試験科目＞

④ 租税法

法人税法、所得税法、租税法総論及び消費税法、相続税法その他の租税法各論

⑤ 経営学(選択科目)

経営管理及び財務管理の基礎的理論

⑥ 経済学(選択科目)

ミクロ経済学、マクロ経済学その他の経済理論

⑦ 民法(選択科目)

民法典第1編から第3編を主とし、第4編及び第5編並びに関連する特別法を含む。

⑧ 統計学(選択科目)

記述統計及び推測統計の理論並びに金融工学の基礎的理論

(2) 法令等の適用日

試験の解答に当たり適用すべき法令等は、審査会ウェブサイトに掲載している「令和7年公認会計士試験の出題範囲の要旨について」で注釈がある場合を除き、次のとおりです。

なお、論文式試験に係る「令和7年公認会計士試験の出題範囲の要旨について」は、令和7年1月頃に暫定版を、同年4月頃に確定版を公表いたします。

・ 第I回短答式試験： 令和6年4月1日現在施行（適用）のもの

・ 論文式試験： 令和7年4月1日現在施行（適用）のもの

ただし、租税法については、令和7年1月1日現在施行（適用）のもの

Ⅱ．公認会計士試験の実施について

1 受験上の注意事項

(1) 受験者心得

① 試験開始前

- ・ 天候等の影響により、交通機関が遅延するおそれがありますので、**試験当日は、時間に余裕をもって試験場に到着するようにしてください。**
- ・ 各科目の試験開始前に試験問題の配付、注意事項等の説明、写真票の回収を行いますので、**試験開始時刻 20 分前までに必ず着席してください。**
- ・ 試験場によっては、時計が設置されていない場合がありますので、時計を持参してください。
- ・ 試験中の耳栓の使用は認めますが、試験開始前の**注意事項等の説明時には、耳栓の使用は認めません。**また、耳栓の使用により注意事項等を聞き漏らした場合でも、再度の説明は行いません。
- ・ **換気や空調設備等により着席位置によっては寒暖の差が生じる可能性がありますので、各自調節できるよう服装には十分注意してください。**
- ・ 感染症等への対策（受験に当たっての注意事項を含む）についてのお知らせを、審査会ウェブサイトの「試験実施情報」ページに掲載いたしますので、必ずご確認ください。

② 着席時刻以降

- ・ **着席時刻以降は試験官の指示に従ってください。試験官の指示に従わない場合は、不正受験とみなすことがあります。**
- ・ **試験開始時刻以降の試験室への入室は一切認めません。短答式試験では、企業法の試験開始時刻までに入室していない場合、以降の試験科目の受験は認めません。**
- ・ 試験中に地震等の自然災害や全国瞬時警報システム（Jアラート）による情報が発せられた場合、試験を中断することがあります。試験を中断した場合は試験官の指示に従ってください。
- ・ 試験中に日常的な生活騒音等（注）が発生した場合でも救済措置は行いません。
（注） 試験官の巡回による足音や監督業務上必要な打合せ等による話し声のほか、航空機、自動車、風雨、空調、周囲の受験者の咳、くしゃみ及び鼻をすする等の音、照明の点滅など
- ・ **受験票を所持しない方の受験は認めません。**受験票は、着席時刻以降、試験官に見えるように机の上に置いてください。
- ・ 最初に受験する科目の試験開始前に写真票を回収しますので、着席時刻以降、受験票と並べて試験官に見えるように机の上に置いてください。なお、**写真票を提出しない方の受験は認めません。**
- ・ 試験問題及び答案用紙は必ず机の上に置いてください。机上に置かず椅子や机の下等に置いた場合は、不正受験とみなすことがあります。
- ・ 論文式試験の答案用紙は、左上をホッチキス留めした状態で配付しますので、ホッチキス留めを外さずそのままの状態で作成してください。**答案用紙のホッチキス留めを外した場合、採点されないことがあります。**
- ・ 着席時刻以降は、P.14～P.15 に掲げるもの以外は全てかばん等の中にしまい、衣服のポケット等にも入れないでください。また、かばん等は口を閉めて足下に置いてください。
- ・ **試験中に試験官が必要と認めた場合は、携行品の確認をすることがあります。**試験官の指示に従わない場合は、不正受験とみなすことがあります。
- ・ 使用可能な電卓は、P.15～P.16 の基準の全てを満たすものに限り、当該基準に適合しているかは試験官が試験場において判定し、適合しないと判定したものについては、使用を禁止します。なお、いかなる場合でも、電卓は貸与しません。

- ・ 携帯電話、ウェアラブル端末等の通信機器の使用はできません。携帯電話、ウェアラブル端末等を時計として使用することも禁止します。
- ・ **携帯電話は必ず電源を切り、アラーム等の音が出る設定も必ず解除してください。**試験中に携帯電話等の着信音等が鳴った場合は、不正受験とみなすことがあります。携帯電話の取扱いについては、試験官の指示に従ってください。
- ・ 周囲に迷惑を掛けるなど、適正な試験の実施に支障を来す行為を行った場合は、不正受験とみなすことがあります。

③ 中途退室

- ・ 試験中の中途退室は原則できません。
ただし、試験時間が 120 分以上の科目は、試験開始 60 分経過後から試験終了 10 分前までの間、答案用紙を提出したうえで中途退室することができます。中途退室を希望する場合は、必ず挙手し、トイレ等による一時離席でないことを明示のうえ、試験官の指示に従ってください。
- ・ **中途退室する場合、試験問題及び法令基準等は、試験室から持ち出すことはできません。**これらが必要な場合は、試験終了後、速やかに各自の席に取りに来てください。
- ・ 災害等により、試験開始時刻を変更する試験地が発生した場合には、中途退室を認めない場合があります。

④ 試験終了後

- ・ 試験終了の合図があった場合には、直ちに筆記用具を置くとともに、答案用紙を裏返して通路側に置いてください。試験終了後に答案用紙や筆記用具に触れた場合は、不正受験とみなすことがあります。答案用紙が試験官に回収されずに手元に残っている場合は、直ちに挙手し、試験官に申し出てください。たとえ白紙の答案用紙であっても試験官に申し出て回収してもらい、絶対に持ち帰らないでください。答案用紙が試験官に回収されない場合は、いかなる理由があっても答案は採点されません。
- ・ **試験終了後、試験場全体の答案用紙の確認が完了するまで、試験室からの退室はできません。**試験官が指示するまで絶対に席を立たないでください。
- ・ 試験問題及び法令基準等は、試験終了後持ち帰ることを認めます。ただし、免除科目、欠席科目については、試験問題及び法令基準等の持ち帰りは認めません。

⑤ 不正受験

- ・ 不正受験については、次のような処分が行われることがあります。
 - ア 合格決定の取消し又は受験の禁止
 - イ 上記アの処分を受けた者に対する 3 年以内の受験の禁止

(2) 携行品

区分			注意事項
受験票			・受験票は必ず持参してください。 ・受験票を所持しない方の受験は認めません。受験票は、着席時刻以降、試験官に見えるように机の上に置いてください。 ・短答式試験合格後、同年の論文式試験では、短答式試験と同一の受験票を持参してください。
写真票	短答式試験		・写真票は必ず持参してください。 ・企業法の試験開始前に写真票を回収しますので、着席時刻以降、受験票と並べて試験官に見えるように机の上に置いてください。 なお、写真票を提出しない方の受験は認めません。
	論文式試験		・写真票は、短答式試験受験時に回収しますので、同年の論文式試験受験時は持参不要です。 ※P.8（５）参照
筆記用具	短答式試験	鉛筆、シャープペンシル、プラスチック製消しゴム	・鉛筆やシャープペンシルの芯は、黒のB又はHBのものに限ります。これらのもの以外でマークした答案は採点されないことがあります。 ・問題用紙に使用する場合にのみ、蛍光ペン、色鉛筆及び色付ボールペンの使用を認めます。 ・短答式試験においては、修正液や修正テープの持込み及び使用は認めません。 ・ペンケースの使用は認めません。
	論文式試験	ボールペン、万年筆、修正液、修正テープ	・ボールペンや万年筆のインクは、黒に限ります。これらのもの以外で記入した答案は採点されないことがあります。また、答案用紙に記入した文字（数字を含む。）の判読が困難な場合も採点されないことがあります。 ・ボールペンはプラスチック製消しゴム等でインクを消せないものに限ります。 ・問題用紙に使用する場合にのみ、黒鉛筆、シャープペンシル、プラスチック製消しゴム、蛍光ペン、色鉛筆及び色付ボールペンの使用を認めます。 ・修正液又は修正テープは白に限ります。 ・ペンケースの使用は認めません。
その他	ウェアラブル端末		スマートウォッチやスマートグラスなどの通信機能、撮影機能等を有するものの使用は禁止 します。
	電卓又は算盤 １台		電卓は P.15～P.16 の基準を満たすものに限ります。
	時計（腕時計を含む） 又は ストップウォッチ １個		・計時機能のみを有するものに限ることとします。 ・アラーム等の音（音階、音声等）を発する機能の使用は禁止します。
	ホッチキス、定規		・分度器、三角定規も使用可能です。
	耳栓		・試験中の耳栓の使用は認めますが、試験開始前の注意事項等の説明時には、使用を認めません。また、耳栓の使用により注意事項等を聞き漏らした場合でも、再度の説明は行いません。 ・なお、他の受験者に無用な疑念を与える可能性や、不正行為の未然防止といった試験運営上の観点等から支障をきたすおそれがあるものとして、例えば以下①、②のタイプの耳栓は、たとえば通信機能がなく不正行為に利用できるものでない場合であってもその使用は認めていませんのでご留意ください。 ① デジタル耳栓など、電子機器を内蔵しているもの ② ウェアラブル端末などのように外形上通信機能を有する機器と誤認するおそれがあるもの

ふた付ペットボトル入り飲料 (700ml 以下のもの 1 本)	・缶入り飲料は持込みできません。ペットボトル以外のボトルやペットボトルカバーの使用は認めません。 ・原則、試験中の飲食は禁止ですが、左記のものに限り、試験中机上に置いて飲むことを認めます。1 本目を飲み終わった場合には、試験官の許可を得て、ペットボトルを交換し机上に置いた上で飲むことを認めます。 ・試験中、700ml を超える容量のペットボトルや複数のペットボトルを机上に置いている場合、撤去されることがあります。
マスク、ハンカチ、タオル、 ポケットティッシュ、ひざ掛け、 冷却シート、メガネふき	・試験官が試験実施上不正の疑い等があると判断した場合は使用を認めない場合があります。

(3) 電卓の使用基準

電卓は、以下①～⑥の基準の全てを満たすものに限ります。当該基準に適合しているかは試験官が試験場において判定し、適合しないと判定したものについては、使用を禁止します。なお、いかなる場合でも、電卓は貸与しません。

- ① 電源内蔵式で、音(音階、音声等)を発しないもの
- ② 数値を表示する部分がおおむね水平であり、表示部が周りの受験者に見えない程度のもの
- ③ 外形寸法がおおむね縦 20cm×横 20cm×高さ 5cm を超えないもの
- ④ ケースやカバーが付いていないもの（ケースやカバーは取り外すこと。）
- ⑤ 計算機能以外の機能を有しないもの
- ⑥ 以下ア～オに掲げる機能を有しないもの

ア プログラム入力・記憶機能

例えば次に示すようなキーのあるもので、プログラム入力・記憶機能を有しているものは、試験場での使用を不可とします。

RUN、EXE、PRO、PROG、COMP、ENTER、P1、P2、P3、P4、PF1、PF2、PF3、PF4

イ 関数電卓機能

例えば次に掲げる機能はいわゆる関数電卓機能に当たるものとし、これらの機能を有しているものは、試験場での使用を不可とします。

- ・sin、cos、tan、log、べき乗、 Σ 、微積分、行列等の表示・計算機能
- ・金利計算機能

ウ 紙に記録する機能

エ 漢字・カナ・英字入力機能

オ 辞書機能

(注) 例えば、以下の機能については、上記ア～オの機能に該当しないため、使用できます。

- ・GT、C、AC、MC、MR、M+、M-、MU、MD、RV、 $\sqrt{\quad}$ 、%などのキー
- ・税計算機能（税込、税抜計算ができる機能）
- ・日数計算機能（期間計算や期日計算ができる機能）
- ・時間計算機能（時・分・秒の加減乗除ができる機能）
- ・換算機能（通貨、単位など任意の換算レートを設定して換算できる機能）

- ・カウンター付演算状態表示機能（入力件数の多い計算でも入力した数値の個数や演算状態の表示により計算過程の確認が一目でできる機能）
- ・アンサーチェック（検算）機能（1回前の計算結果と答えを自動的に照合できる機能）
- ・キーロールオーバー（早打ち）機能（先に押したキーから指を離す前に次のキーを押しても入力を受け付ける機能）
- ・計算続行機能（計算の中断で消えた画面を再表示する機能）
- ・オートレビュー機能（自動的に計算過程の確認と訂正ができる機能）

2 合格発表

(1) 発表予定日

〔第Ⅰ回短答式試験〕

- | | |
|-------------|--------------|
| ① インターネット | 令和7年1月17日（金） |
| ② 官報 | 令和7年1月27日（月） |
| ③ 郵送（合格通知書） | 令和7年2月上旬頃 |

〔論文式試験〕

- | | |
|------------------|---------------|
| ① インターネット | 令和7年11月21日（金） |
| ② 官報 | 令和7年11月25日（火） |
| ③ 郵送（合格証書・各種通知書） | 令和7年12月上旬頃 |

(2) 発表方法

審査会及び財務局等の庁舎における**掲示による合格発表は行いません**のでご注意ください。

短答式試験合格者	(インターネット) 審査会ウェブサイト に受験番号 を掲載 (官 報) 受験番号 を公告 (郵 送) 合格者に簡易書留（若しくは特定記録）にて 合格通知書 を郵送
論文式試験合格者	(インターネット) 審査会ウェブサイト に受験番号 を掲載 (官 報) 受験番号及び氏名 を公告 (郵 送) 合格者に簡易書留にて 合格証書 を郵送
論文式試験一部科目免除 資格取得者	(インターネット) 審査会ウェブサイト に受験番号 を掲載 (郵 送) 該当者に簡易書留（若しくは特定記録）にて 論文式試験一部科目免除資格通知書 を郵送
論文式試験答案提出者	(郵 送) 簡易書留（若しくは特定記録）にて 論文式試験成績通知書 を郵送。 別途、受験者管理ファイル・採点前答案用紙 を郵送

(注1) 合格発表方法の詳細については、審査会ウェブサイトで公表します。

(注2) 電話等による可否及び受験番号の問合せには一切応じません。

(注3) **郵送物は出願時に記載された住所（又は住所等変更届出書に記載した住所）に郵送します。なお、郵送物は簡易書留（若しくは特定記録）で郵送しますので、必ず受取りをお願いします。**

(注4) 受験票は、論文式試験の合格発表まで必要です。大切に保管してください。

コード番号表

①受験局区分

試験地	財務局等(受験局)		
東京都	関東財務局	0	1
大阪府	近畿財務局	0	2
北海道	北海道財務局	0	3
宮城県	東北財務局	0	4
愛知県	東海財務局	0	5
石川県	北陸財務局	0	6
広島県	中国財務局	0	7
香川県	四国財務局	0	8
熊本県	九州財務局	0	9
福岡県	福岡財務支局	1	0
沖縄県	沖縄総合事務局	1	1

④職業区分

			例
会計士補	0	1	会計士補 (02に該当しても01とする)
監査法人・会計事務所勤務 (01・03を除く)	0	2	監査法人、個人会計事務所、税理士事務 所に従事(会計士補・税理士を除く)
税理士	0	3	税理士 (02に該当しても03とする)
会社員	0	4	民間企業等に従事
公務員 (06を除く)	0	5	国家公務員、地方公務員 (教員を除く)
教員	0	6	学校教育法による学校の教員、教授 (05に該当しても06とする)
教育・学習支援 (06を除く)	0	7	専修学校、受験予備校の講師 (教員を除く)
学生	0	8	学校教育法による学校の生徒、学生等
専修学校・各種学校受講生	0	9	専修学校生、受験予備校生
無職	1	0	無職、パート等の者
その他	1	1	個人会計事務所を除く自営業 (農業等)

＊非常勤職員、嘱託職員、派遣社員、契約社員等は、10(無職)以外の勤務する職業区分を記入すること。

(注)「申込日」現在の職業を記入してください。

⑧短答式試験 免除要件

(⑦の区分に「1」を記入した場合のみ対象)

0	7	税理士となる資格を有する方、又は税理士試験の試験科目のうち簿記論及び財務諸表論の2科目について基準(満点の60パーセント)以上の成績を得た方(※基準以上の成績を得たものとみなされる方を含む。)
0	8	会計専門職大学院において、 (i)簿記、財務諸表その他の財務会計に属する科目に関する研究 (ii)原価計算その他の管理会計に属する科目に関する研究 (iii)監査論その他の監査に属する科目に関する研究 により、上記(i)に規定する科目を10単位以上、(ii)及び(iii)に規定する科目をそれぞれ6単位以上履修し、かつ、上記(i)から(iii)の各号に規定する科目を合計で28単位以上履修した上で修士(専門職)の学位を授与された方
0	9	金融商品取引法に規定する上場会社等、会社法に規定する大会社、国、地方公共団体その他の法人において会計又は監査に関する事務又は業務に従事した期間が通算して7年以上である方

⑪論文式試験一部科目

免除資格通知書番号

(令和5年試験分)

(⑩が「12」に該当する方が対象)

＊通知書の右上に記載されている6ケタの番号を記入すること。

⑫その他の免除通知書番号

0 * * * * *

＊通知書の右上に記載されている番号を右詰めで記入すること。
空欄が生じる場合は「0」を記入すること。

②生年月日区分(年号)

1	明治
2	大正
3	昭和
4	平成

⑤学歴区分

大学院修了(02を除く) (見込者含む)	0	1
会計専門職大学院修了 (見込者含む)	0	2
大学院在学中(04を除く)	0	3
会計専門職大学院在学中	0	4
大学(短大含む)卒業 (見込者含む)	0	5
大学(短大含む)在学中	0	6
高校卒業(見込者・大学中退者を含む)	0	7
その他	0	8

＊「修了」又は「卒業」には、令和7年3月までに「修了」又は「卒業」する見込の者を含む。

③性別区分

1	男性
2	女性

⑥論文式選択科目区分

例:経済学を選択の場合

経営学	経済学	民法	統計学
	1		

＊選択する科目に「1」を記入すること。
選択科目の免除を受ける場合であっても記入すること。

⑦免除を受ける科目(短答式)の区分

例:財務会計論の免除を受ける場合

財務 会計論	管 理 会計論	監査論
1		

⑨免除を受ける科目(論文式)の区分

例:経済学の免除を受ける場合

会计学	監査論	企業法	租税法	選択科目			
				経営学	経済学	民法	統計学
					1		

＊選択科目の免除を受ける場合には、
⑥で選択した科目に「1」を記入すること。

⑩論文式試験 免除要件

(⑨の区分に「1」を記入した場合のみ対象)

0	1	大学等において3年以上商学に属する科目の教授若しくは准教授の職にあった方又は商学に属する科目に関する研究により博士の学位を授与された方
0	2	大学等において3年以上法律学に属する科目の教授若しくは准教授の職にあった方又は法律学に属する科目に関する研究により博士の学位を授与された方
0	3	高等試験本試験に合格した方
0	4	司法修習生となる資格(高等試験司法科試験の合格を除く。)を得た方
0	5	旧司法試験の第2次試験に合格した方
0	6	大学等において3年以上経済学に属する科目の教授若しくは准教授の職にあった方又は経済学に属する科目に関する研究により博士の学位を授与された方
0	7	不動産鑑定士試験に合格した者又は旧鑑定評価法の規定による不動産鑑定士試験第2次試験の合格者
0	8	税理士となる資格を有する方
0	9	企業会計の基準の設定、原価計算の統一その他の企業会計制度の整備改善に関する事務又は業務に従事した方で会計学に関し公認会計士となろうとする者に必要な学識及び応用能力を有すると公認会計士・監査審査会の認定を受けた方
1	0	監査基準の設定その他の監査制度の整備改善に関する事務又は業務に従事した方で監査論に関し公認会計士となろうとする者に必要な学識及び応用能力を有すると公認会計士・監査審査会の認定を受けた方
1	1	旧公認会計士法の規定による公認会計士試験第2次試験に合格した方
1	2	令和5年試験以降の公認会計士試験論文式試験の一部科目について公認会計士・監査審査会が相当と認める成績を得た方

(注)令和4年9月30日以前に司法試験合格を免除要件として交付された免除通知書をお持ちの方は、「04」を記入してください。

受験票・写真票再発行願提出用宛名ラベル

【試験地：東京都】	【試験地：大阪府】
〒102-0093 東京都千代田区平河町2-4-5 VORT 平河町Ⅱ 4階 公認会計士試験関東事務局 御中 ＜受験票・写真票再発行願い在中＞	〒540-8550 大阪府中央区大手前4-1-76 近畿財務局理財第1課 御中 ＜受験票・写真票再発行願い在中＞
【試験地：北海道】	【試験地：宮城県】
〒060-8579 札幌市北区北8条西2 北海道財務局理財課 御中 ＜受験票・写真票再発行願い在中＞	〒980-8436 仙台市青葉区本町3-3-1 東北財務局理財課 御中 ＜受験票・写真票再発行願い在中＞
【試験地：愛知県】	【試験地：石川県】
〒460-8521 名古屋市中区三の丸3-3-1 東海財務局理財課 御中 ＜受験票・写真票再発行願い在中＞	〒921-8508 金沢市新神田4-3-10 北陸財務局理財課 御中 ＜受験票・写真票再発行願い在中＞
【試験地：広島県】	【試験地：香川県】
〒730-8520 広島市中区上八丁堀6-30 中国財務局理財課 御中 ＜受験票・写真票再発行願い在中＞	〒760-8550 高松市サンポート3-33 四国財務局理財課 御中 ＜受験票・写真票再発行願い在中＞
【試験地：熊本県】	【試験地：福岡県】
〒860-8585 熊本市西区春日2-10-1 九州財務局理財課 御中 ＜受験票・写真票再発行願い在中＞	〒812-0013 福岡市博多区博多駅東2-11-1 福岡財務支局理財課 御中 ＜受験票・写真票再発行願い在中＞
【試験地：沖縄県】	
〒900-8530 那覇市おもろまち2-1-1 沖縄総合事務局財務部理財課 御中 ＜受験票・写真票再発行願い在中＞	

免除申請/証明書発行申請/住所等変更届出書/公認会計士試験出願事項補正願
提出用宛名ラベル

〒100－8905

東京都千代田区霞が関 3－2－1
中央合同庁舎 7 号館
公認会計士・監査審査会事務局
総務試験課 試験担当係 御中

<免除申請書（添付書類）
/証明書発行申請/住所等変更届出書
/公認会計士試験出願事項補正願書類在中>

※いずれかを○で囲むこと

○受験票・写真票再発行願い提出に関する照会先

（様式は審査会ウェブサイトからダウンロードしてください。）

試験地	窓口	所在地	電話番号
東京都	公認会計士試験 関東事務局	〒102-0093 東京都千代田区平河町 2-4-5 VORT 平河町 II 4 階	03-3265-8519
大阪府	近畿財務局理財第 1 課	〒540-8550 大阪府中央区大手前 4-1-76	06-6949-6366
北海道	北海道財務局理財課	〒060-8579 札幌市北区北 8 条西 2	011-709-2311
宮城県	東北財務局理財課	〒980-8436 仙台市青葉区本町 3-3-1	022-263-1111
愛知県	東海財務局理財課	〒460-8521 名古屋市中区三の丸 3-3-1	052-951-1790
石川県	北陸財務局理財課	〒921-8508 金沢市新神田 4-3-10	076-292-7851
広島県	中国財務局理財課	〒730-8520 広島市中区上八丁堀 6-30	082-221-9221
香川県	四国財務局理財課	〒760-8550 高松市サンポート 3-33	087-811-7780
熊本県	九州財務局理財課	〒860-8585 熊本市西区春日 2-10-1	096-353-6351
福岡県	福岡財務支局理財課	〒812-0013 福岡市博多区博多駅東 2-11-1	092-411-5075
沖縄県	沖縄総合事務局 財務部理財課	〒900-8530 那覇市おもろまち 2-1-1	098-866-0092

○注意事項

氏名等に旧字体等の異体字を使用されている場合、合格証書等の記載が常用漢字などの他の字体に置き換えられる可能性がございますのでご了承ください。



公認会計士・監査審査会

Certified Public Accountants and Auditing Oversight Board